

桶川市庁内協働推進本部設置要綱

平成 23 年 2 月 14 日市長決裁

平成 30 年 3 月 13 日一部改正市長決裁

令和 4 年 10 月 6 日一部改正市長決裁

(設置)

第 1 条 本市における市民と行政の協働のための総合的な企画及び推進について、関係部課相互の連絡調整を図るため、桶川市庁内協働推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 推進本部は別表に掲げる職員をもって構成する。

(協議事項)

第 3 条 推進本部の協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民と行政における協働の推進のための総合的、効果的な施策に関すること。
- (2) 市民と行政における協働の推進のための連絡調整に関すること。
- (3) その他市民と行政における協働の推進に関し必要なこと。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、副市長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し会議に出席するよう求めることができる。
- 3 構成員は、自ら会議に出席できないときは、当該会議の協議事項について、実質的に判断をすることができる職員を代わりに出席させることができる。
- 4 推進本部が必要と認めるときは、関係機関に対して資料の提出を求め、又は関係職員を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第 5 条 推進本部には、必要に応じて専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、別表に掲げる職員または他の職員から本部長が任命する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、協働推進主管課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月14日から施行する。

附 則（平成30年3月13日一部改正市長決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月6日一部改正市長決裁）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係）

1	本部長	副市長
2	副本部長	教育長
3	本部員	秘書室長
4	本部員	企画財政部長
5	本部員	総務部長
6	本部員	環境経済部長
7	本部員	福祉部長
8	本部員	健康推進部長
9	本部員	都市整備部長
10	本部員	教育部長
11	本部員	企画調整課長
12	本部員	財政課長